

R4年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R4.7.8	R4.9.2	大江戸線沿線状況等基礎調査（その3）委託 報告書（令和4年2月）	358	1														大江戸線延伸部の駅位置や駅数については、将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第7条5号に該当） 将来需要の推計年次及び条件設定値については、当局が将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第7条5号に該当） 大江戸線延伸の将来需要の推計結果については、内部における検討のために試算した値及び分析である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第7条5号に該当）	交通局総務部 企画調整課	
2	R4.8.20	R4.9.2	令和4年8月19日付けで交通局自動車部管理課が新・東京交通労働組合から受領した文書	12	1														受領した文書のうち新・東京交通労働組合から当局への要望に係る部分は、内容が公にされないことを前提としたものであり、当該箇所を公にすることにより、組合又は組合員から具体的かつ客観的な情報が十分得られなくなり、交通局の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （東京都情報公開条例第7条6号に該当）	交通局自動車部 管理課	
3	R4.8.20	R4.9.2	・南千住営業所（8月から労働組合を脱退する職員について）の副所長が作った文章 ・2022年8月19日 16:00～16:50頃まで管理課、職員と話し合いした時の筆記した時の文章			1													当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局自動車部 管理課	
4	R4.9.2	R4.9.6	「地下鉄駅建築・設備点検及び保守業務等の委託」 上記委託に係る内訳書	8	1															交通局建設工務部 建築課	
5	R4.9.2	R4.9.8	「地下鉄駅施設等工事保安立会業務委託（単価契約）」 上記委託に係る内訳書	3	1															交通局建設工務部 建築課	
6	R4.9.2	R4.9.8	「庁舎等工事監理補助業務委託」 上記委託に係る内訳書	6	1															交通局建設工務部 建築課	
7	R4.8.29	R4.9.12	東京都交通局自動車部南千住自動車営業所に設置されている端末の過去1年間（令和3年8月30日から令和4年8月29日まで）のインターネットのアクセスログのデータ			1														インターネットのアクセスログデータは、職員が組織的に用いるものではなく、公文書開示請求の対象となる公文書に該当しないため。	交通局自動車部 管理課
8	R4.8.30	R4.9.13	日暮里操車場の運行日誌（里22、都08系統）令和3年8月31日から令和4年8月30日までのもの	336	1															当該文書は1か月保存の公文書であるため、令和4年6月30日以前のは廃棄済みであり、現在は存在しないため。	交通局自動車部 管理課
9	R4.9.3	R4.9.14	ドライブレコーダー設置運用基準 （平成23年3月31日22交自第2171号）	7	1															交通局自動車部 営業課	

